

令和4年度
第5回
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和4年9月8日（木） 午前10時

会 場 盛岡第2合同庁舎3階共用会議室

岩 手 労 働 局

一 次 第 一

開 会

1 議 題

- (1) 岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問、審議、採決及び答申）
- (2) 特別小委員会における審議結果報告について
- (3) 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（審議、採決及び答申）
- (4) 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）
- (5) 特定（産業別）最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について
- (6) その他

2 その他

閉 会

令和4年度 第5回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和4年9月8日(木) 午前10時～

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

区分	氏名	所属等
公益代表委員	杭田 俊之	岩手大学 教授
	齋藤 信之	元 岩手県労働委員会事務局長
	高橋 和佳子	もりおか女性センター 副センター長
	細田 清	岩手日報社論説委員会 副委員長
	丸山 仁	岩手大学 教授
労働者代表委員	小菅 孝広	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	小林 斉	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	原 利光	JAM青森岩手県連絡会 事務局長
	吉田 信	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	菊池 透	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	熊谷 敏裕	岩手県商工会連合会 専務理事
	瀬川 浩昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤田 芳男	一般社団法人岩手県経営者協会 専務理事
	松川 顕	盛岡ガス株式会社 常務取締役

五十音順

【事務局】

所属等	役職	氏名	
岩手労働局	局長	稲原 俊浩	
	労働基準部	労働基準部長	市川 雄三
		賃金室長	菅原 嘉宏
		賃金室長補佐	佐々木 善一

審議会資料一覧

資料 No. 1 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料 No. 2 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料 No. 3 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料 No. 4 岩手県百貨店、総合スーパーの最低賃金の改正決定を求める申出書

資料 No. 5 岩手県自動車小売業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料 No. 6 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果

資料 No. 7 岩手地方最低賃金審議会の答申に関する異議申出書（一般社団法人岩手県タクシー協会 4.8.26）

資料 No. 8 岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議申出書（岩手県労働組合連合会 4.9.7）

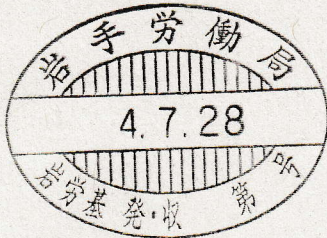
資料 No. 9 岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議
申出書（いわて生協労働組合 4.9.7）

資料 No. 10 2022年度岩手地方最低賃金の改正決定に対する異議申
出（岩手県医療労働組合連合会 4.9.7）

2022年 7月 28日

岩手労働局長
稲原 俊浩 殿

岩手県釜石市鈴子町23-15
基幹労連岩手県本部
委員長 小島 安友
電話 0193-24-3013



岩手県北上市鍛冶町1-3-7
J A 岩手県連 総会
電話 0197-65-7092

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行うことに合意し下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

岩手県において、鉄鋼業E22 (2211、2251、2252、2291、2293、2299 は除く)、金属線製品E247、その他の金属製品製造業E249を営む使用者に使用される労働者1,649名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2. の最低賃金の改正決定を求めるものである。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

岩手県内組織労働者の最低賃金の労働協約を未組織労働者に拡張適用させ、賃金の最低額を保障することによる労働条件の向上を目的とする労働協約ケースでの申し出であり、申し出要件である賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が3分の1以上 (協約率は、799名÷1,649名×100=48.5%) に達していることから法定最低賃金の改正を求めるものである。

労働協約上の賃金の最も低い額	920円/時間額	(6,671円/日額)
現在適用されている法定最低賃金	878円/時間額	

5. 添付書類

- ① 労使の最低賃金に関する協定書 (写)
- ② 申請に関する合意および申請代表者に対する委任書
- ③ 岩手県における鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業の適用使用者と適用労働者の概数

岩手県における鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の

適用使用者と適用労働者の概数

(令和4年度)

産業分類	適用使用者数	適用労働者数
鉄鋼業 E22 (但し、2211、2251、2252、2291、2293、2299 を除く)、金属線製品 E247、その他の金属製品製造業 E249	44名	1,649名

上記のうち最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

(令和4年6月1日現在)

事業所名	組合名	労働協約の適用労働者数
1. 日本製鉄(株)北日本製鉄所	日本製鉄釜石労働組合	213名 1100円
2. 産業振興(株)釜石事業所	産業振興釜石労働組合	165名 920円
3. 日鉄テックスエンジ釜石(株)	日鉄テックスエンジ釜石労働組合	116名 1070円 (組合員数150名)
4. 岩手製鉄(株)	岩手製鉄労働組合	45名 966円
5. 東網スチールコード(株)	東京製網労働組合北上支部	260名 950円
合計 5事業所		799名

[補 足]

○ 労働協約ケースの申請に伴う申請適用労働者における労働協約率

$$\text{労働協約率} = \frac{\text{労働協約の適用労働者数} \quad 799 \text{名}}{\text{申請適用労働者数} \quad 1,649 \text{名}} \times 100 = 48.5 \%$$

最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

岩手県において鉄鋼業、金属線製品製造業、その他の金属製品製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。


- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者

以 上

2022年7月29日

岩手労働局長
稲原 俊浩 殿

岩手県北上市鍛冶町3-7
J A M 青森岩手県連絡会

会 長 佐々木


申 出 書

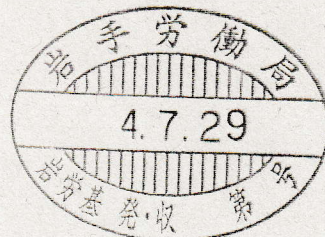
最低賃金法第15条第1項の規定により、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正決定を下記のとおり申し出る。

記

- 1 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲
岩手県において、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部品製造業を営む使用者に使用される労働者 2,352名
- 2 改正決定を申し出る最低賃金の件名
岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部品製造業最低賃金
- 3 申し出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求めるものである。
- 4 申し出の理由
申し出ケースは、申し出産業における事業の公正な競争を確保することを目的として、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上(915名÷2,352名×100=38.9%)の合意をもって法定最低賃金の金額改正が必要であることを求めるものである。

現在適用されている法定最低賃金 856円/時間額

- 5 添付書類
 - ① 岩手県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の適用使用者と適用労働者の概況
 - ② 岩手地方産業別最低賃金公正競争ケース疎明資料
 - ③ 最低賃金改定申請に関する決議書
 - ④ 申請に関する申請代表者に対する委任書



<添付書類①>

岩手県「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」
の事業所数と労働者数の概況

産業小分類	事業所数	労働者数
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品	32	2,352名

上記の内、最低賃金の必要性に合意する者の内訳

	組合・事業所数	合意する者
必要性の決議	5組合・機関	915名
計	5事業所	915名

合意する者の事業所別内訳

①改正の必要性に関する機関決議

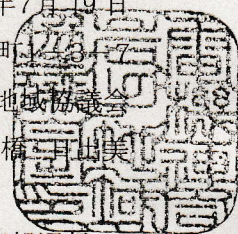
	事業所名	組合名・団体名	適用労働者
1	盛岡セイコー工業(株)	セイコーインスツルメンツ 労働組合盛岡支部	501名
2	シチズン時計マニュファクチャリング(株)	シチズン労働組合東北支部	142名
3	(株)ミスズ工業	ミスズ工業労働組合岩手支部	72名
4	遠野精器(株)	遠野精器(株)従業員会	81名
5	二戸時計工業(株)	二戸時計工業(株)親睦会	119名
		合計	915名

令和4年7月19日

岩手県北上市鍛冶町1-20-7

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会岩手地域協議会

議長 高橋 日出美



申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

岩手県内において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者11,652名。

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、^{電機}電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金。

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

- (1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1の合意をもって、法定最低賃金の金額改正を求めるものである。
- (2) 申し出産業は、販売額、労働者数などから見ても、県内の賃金秩序に与える影響が大きいだけでなく、雇用、消費などの地域経済においても重要性をもつこと。また、本産業で働く全ての労働者、とくに非正規労働者を含む中小零細規模事業所に働く未組織労働者の賃金の底支えに大きな役割を果たし、事業の公正競争を確保し、中・長期的に電機産業の発展と雇用安定に大きく寄与するものと確信している。
- (3) 現在適用されている法定最低賃金額=847円/時間は全国下位に位置している。岩手のものづくり産業に働く仲間として、そこに従事する労使ともに生産性向上への取り組みが、県内企業の発展へ大きく寄与するものであり、未組織労働者の大幅な賃金改善が必要であると考え。

5. 添付資料

添付資料1. 岩手県における電子部品・デバイス・電子回路、^{電機}電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数。

添付資料2. 賃金の最低額に関する労使協定、覚書。

添付資料3. 最低賃金額改正の必要性の決議書。

添付資料4. 申出代表者に対する合意委任書。

6. 疎明資料

- ①産業別・企業規模別・男女別現金給与、所定内給与額の格差一覧表。
- ②短時間パート労働者の1時間あたり所定内給与額。
- ③事業所別18歳最低賃金と岩手県電気機械器具製造業との賃金格差一覧。
- ④全国電気機械器具製造業最低賃金推移表。



以上

岩手県における電子部品・デバイス・電子回路、電機機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数および、合意効力の及ぶ労働者数

1. 岩手県における電子部品・デバイス・電子回路、電機機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数

(岩手労働局労働基準部賃金室データより)

適用事業所数	203
適用労働者数	11,652

上記のうち最低賃金必要性に合意する者の内訳

(2022年6月現在)

合意のケース	事業所数	合意者数
労使協定適用	10	3,426 人
必要要請の機関決議	6	1,586 人
合 計	16	5,012 人

2. 合意する者の事業所別内訳

1) 労使協定適用労働者数..... 3,426 人

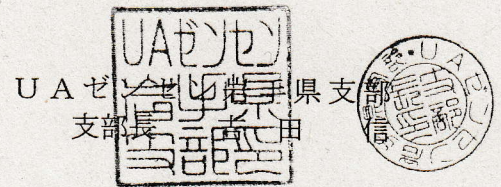
	組 合 名	適用労働者数	
1	(株)ジャパンセミコンダクター ジャパンセミコンダクター労働組合岩手支部	620 人	1030人
2	ケミコン東日本(株)岩手工場 ケミコン東日本労働組合岩手支部	260 人	1039人
3	(株)富士通ゼネラルエレクトロニクス 富士通ゼネラル労働組合一関支部	124 人	1009人
4	大井電気(株)水沢製作所 大井電気労働組合岩手支部	168 人	1069人
5	日立Astemoハイキャスト(株)岩手工場 日立Astemoハイキャスト労働組合岩手支部	200 人	969人
6	(株)後藤製作所 後藤製作所労働組合	140 人	979人
7	(株)新興製作所 新興製作所労働組合	54 人	955人
8	(株)アムコーテクノロジージャパン福岡工場北上製造部 アムコーテクノロジージャパン労働組合北上分室	96 人	1009人
9	キオクシア岩手株式会社 キオクシア岩手労働組合	751 人	1046人
10	(株)デンソー岩手 デンソー岩手労働組合	1,013 人	1046人

2) 必要性の機関決議..... 1,586 人

	事業所名	組 合 名 等	適用労働者数
1	SWS東日本(株)一関工場	SWS東日本労働組合	502 人
2	アイシン東北(株)	アイシン東北労働組合	353 人
3	ニチコン岩手(株)	ニチコン岩手労働組合	339 人
4	東北日東工業(株)	日東工業労働組合花巻支部	111 人
5	(株)岩手村田製作所	社員会	131 人
6	(株)岩手村田製作所久慈工場	社員会	150 人

令和4年7月29日

岩手労働局長
稲原俊浩 殿



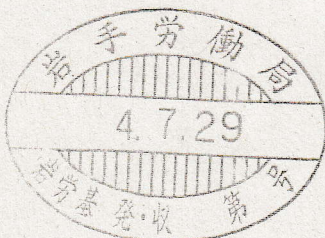
申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定を下記の通り申出る。

【記】

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
岩手県において百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者 2,792名
2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名
岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金
3. 申出の内容
上記2.の最低賃金の改正決定を求めるものである。最低賃金額については、最低賃金法第15条2項に基づいて岩手県地方最低賃金審議会の決定によるものとする。
4. 申出の理由
 - (1) 当該産業における規模別・地域別賃金格差が顕著であり、事業の公正競争確保の視点から当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上（本年度は92.1%）の合意をもって法定最低賃金の決定を求めるものである。
 - (2) 申出産業は、岩手県において販売額、従業員数などからみても小売業に占めるウエイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響が大きいだけでなく、雇用、消費など地域経済においても重要性を持つものである。
 - (3) 現在適用されている法定最低賃金額 821円（時間額）
5. 疎明資料
 - (1) 特定最賃（百貨店・総合スーパー）改正に関する決議
 - (2) 岩手県における申出事業所と労働者の概数
 - (3) 申出代表者に対する委任書
 - (4) 岩手県における申出事業の正社員労働者1時間当たりの時給
 - (5) 労使の最低賃金に関する協定書（写し）
（川徳百貨店、イオンスーパーセンター、イオン東北、さくら野百貨店、イトーヨーカドー）
 - (6) 日本百貨店協会 2022年6月 全国百貨店売上高概況
 - (7) イオン株式会社 2022年度 第1四半期決算
 - (8) 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 2022年度第1四半期 決算説明資料

以上



特定最低賃金改正に関する決議

UAゼンセン岩手県支部第10回定期総会(2021年10月16日開催)にて「百貨店、総合スーパー」の特定最低賃金引き上げを改定することを決議した。

多くの未組織労働者には労使交渉の機会がなく、岩手県においても8割以上の労働者が、自らの労働条件を要求・決定できない弱い立場にあります。

私たち組織労働者が労使交渉を通じて獲得した労働条件を法定最低賃金の引き上げに繋げることにより、結果的に未組織労働者の労働条件向上へ波及させていくことはわれわれ組織労働者に課せられた社会的責務であります。特に現在、さまざまな働き方・雇用形態の労働者が同じ職場で働くことが一般的となっている中で、企業内最低賃金の協定を締結することは社会がめざす「同一価値労働同一賃金を」めざした「均等・均衡処遇」の実現にもつながります。

従って、2022年度も引き続き法定最低賃金の引き上げに向け、私たち組織労働者は、

- 企業内最低賃金を必ず協定し、業種ごとに公正労働基準(最低基準)の確立をはかる、
- 企業内最低賃金の水準については、①雇用形態に関わらず、また②同一価値労働同一賃金を踏まえ、かつ③均等・均衡の視点から底上げをめざした水準となるよう、2022労働条件闘争で改定をめざし全組織が取り組むこととする。

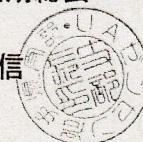
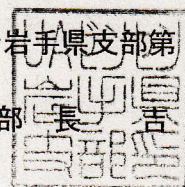
感染症対策と経済成長を両立させていくためには、雇用の確保を大前提に社会全体で雇用を維持・創出すると同時に「底上げ」「底支え」による所得の向上と社会基盤を支える中小企業や有期・短時間・契約等労働者の「格差是正」を実現することで、将来不安を払しょくし、個人消費を喚起し、内需を拡大させていくためにも岩手県における法定最低賃金改正に向け、UAゼンセン岩手県支部に結集する構成組織の総意として企業内最低賃金の協定化に取り組むことを決議いたします。

2021年10月16日
UAゼンセン岩手県支部
第10回定期総会

決議機関名

UAゼンセン岩手県支部第10回定期総会

支部長 田 信



疎明資料5- (2)

岩手県における百貨店、総合スーパーの適用使用者と適用労働者の概数 (令和3年度)

適用使用者数	21人	適用労働者数	2,792人
--------	-----	--------	--------

上記のうち最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

事業所名	組合名	労働協約の適用労働者数 (労使協定)	
1. (株)川徳 (パルクアベニュー)	川徳労働組合	248	830名
2. (株)川徳 (アネックス川徳)	川徳労働組合	23	830名
3. (株)さくら野百貨店 (北上店)	さくら野百貨店労働組合北上支部	37	855名
4. イオンスーパーセンター(株)一関店	イオンスーパーセンター労働組合一関支部	172	975名
5. イオンスーパーセンター(株)渋民店	イオンスーパーセンター労働組合渋民支部	131	?
6. イオンスーパーセンター(株)金ヶ崎店	イオンスーパーセンター労働組合金ヶ崎支部	144	?
7. イオンスーパーセンター(株)釜石店	イオンスーパーセンター労働組合釜石支部	98	?
8. イオンスーパーセンター(株)陸前高田店	イオンスーパーセンター労働組合陸前高田支部	92	?
9. イオンスーパーセンター(株)水沢桜屋敷店	イオンスーパーセンター労働組合水沢桜屋敷支部	84	?
10. イオンスーパーセンター(株)本社	イオンスーパーセンター労働組合本社支部	112	?
11. イオンスーパーセンター(株)紫波古舘店	イオンスーパーセンター労働組合紫波古舘支部	58	?
12. イオン(株)盛岡店	イオン東北労働組合盛岡支部	297	1054名
13. イオン(株)盛岡南店	イオン東北労働組合盛岡南支部	297	?
14. イオン(株)一関店	イオン東北労働組合一関支部	198	?
15. イオン(株)前沢店	イオン東北労働組合前沢支部	174	?
16. イオン(株)江釣子店	イオン東北労働組合江釣子支部	185	?
17. イオン(株)イオンスタイル江刺店	イオン東北労働組合江刺支部	126	?
18. (株)イトーヨーカドー 花巻店	イトーヨーカドー労働組合花巻支部	110	1092名
合 計 18事業所 2,586名			

※川徳配送センター、ドン・キホーテ (盛岡店・一関店) 3事業所を除く

<補足>

申請適用労働者 (労使協定) における労働協約率

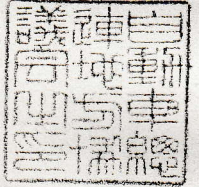
$$\text{労働協約率} = \frac{\text{労働協約の適用労働者数 } 2,586 \text{名}}{\text{申請適用労働者数 } 2,792 \text{名}} \times 100 = 92. \overset{6}{\neq} \%$$

2022年7月29日

岩手労働局長
稲原 俊浩 殿

自動車総連岩手地方協議会
議長 向明戸 浩

申出書



最低賃金法第15条の1の規定により、岩手県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

岩手県において自動車小売業(除く二輪自動車小売業)を営む使用者に使用される労働者 5,632名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

岩手県自動車小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改定を求める。尚、最低賃金は最低賃金法第15条の2に基づく岩手県地方最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

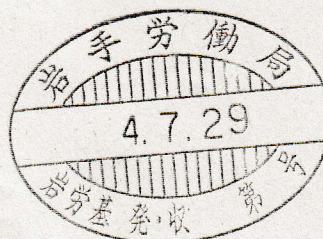
- (1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の決定を求めるものである。
- (2) 申し出産業は労働者数、販売額からみて地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく雇用、消費等地域経済においても重要な役割を果たしている。

(3) 現在適用されている法定最低賃金 = 879円/時間

5. 添付書類

- (1) 労使協定の写し
- (2) 機関決定の写し
- (3) 申し出合意書及び委任状
- (4) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
- (5) 疎明資料

以上



添付書類

岩手県「における自動車小売業の事務所数と労働者の概要及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 岩手県における自動車小売業の事務所数と労働所の概数

【2022年3月15日現在】

産業小分類	事業所数	労働者数
自動車小売業	627 事業所	5,632人

2. 1. のうち最低賃金の必要性に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	労働者数
労使協定	8事業所	842人
機関決定	8事業所	1,025人
合計	16事業所	1,867人

3. 2の合意するものの内訳

【1】賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者数の内訳

	当事者名称		適用労働者数
	事業所等名称	労働組合等名称	
1	岩手トヨタ自動車株式会社	岩手トヨタ自動車労働組合	181人
2	株式会社ホンダ四輪販売北・東北	ホンダ販売労働組合	110人
3	トヨタカローラ南岩手株式会社	トヨタカローラ南岩手労働組合	105人
4	岩手ダイハツ販売株式会社	岩手ダイハツ労働組合	152人
5	株式会社東北マツダ	東北マツダ労働組合	71人
6	岩手マツダ販売株式会社	岩手マツダ労働組合	28人
7	盛岡いすゞモーター株式会社	盛岡いすゞモーター労働組合	65人
8	岩手スバル自動車株式会社	全国スバル販売労働組合岩手スバル支部	130人
計	8事業所	8組合	842人

954人
1017人
1058人
934人
948人
1,005人
975人
1,054人

【2】最低賃金を設定する事が必要であるとの機関決定が行われている労働組合の内訳

	機関決定を行った団体名	その構成員数
1	岩手トヨペット労働組合	301人
2	岩手三菱自動車労働組合	140人
3	岩手三菱ふそう自動車労働組合	119人
4	いすゞ自動車東北労働組合	160人
5	スズキ販売労働組合自販岩手支部	122人
6	日産部品岩手販売労組	20人
7	トヨタモビリティパーツ労働組合	125人
8	岩手日産自動車労働組合	38人
計	8組合	1025人

令和4年最低賃金に関する基礎調査結果

〈調査の概要〉

1 調査の地域

岩手県内

2 調査の対象

- (1) 岩手県最低賃金と特定(産業別)産業別最低賃金とでは、別々の調査対象事業所を選定している。
- (2) 製造業及び情報通信業のうち新聞業及び出版業については、常用労働者100人未満を雇用している事業所。
- (3) 卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）については、常用労働者30人未満を雇用している事業所。

なお、小売業のうち各種商品小売業は1人以上50人未満、百貨店、総合スーパーについては、50人以上の事業所、自動車小売業については100人未満の事業所を対象としている。

3 調査事業所

調査対象1,559事業所 有効集計事業所930事業所(8,741人)

回収率59.6%(調査結果については、復元処理を行っている。)

※特定最賃が設定されている産業ごとに結果精度を担保できるよう調査対象事業所数を厚生労働省が設計。

4 調査対象期日

令和4年6月1日現在

5 調査事項

(1) 事業所に関する事項

主要な生産品の名称又は事業の内容、事業所の労働者数

(2) 労働者に関する事項

性、就業形態、年齢、勤続年数、職種又は仕事の内容、賃金形態、基本給額、諸手当、月間所定労働日数、1日の所定労働時間数

6 調査方法

調査対象事業所の事業主に対し、調査票を郵送配付し、郵送又はオンラインによる調査

を行った。

令和4年 最低賃金に関する基礎調査地区割表

県北

久慈市 二戸市
野田村 普代村
洋野町 軽米町
九戸村 一戸町

県央

盛岡市 滝沢市
八幡平市
雫石町 葛巻町
岩手町
紫波町 矢巾町

県南

花巻市 北上市
奥州市 一関市
遠野市
西和賀町 金ヶ崎町
平泉町

沿岸

宮古市 釜石市
大船渡市 陸前高田市
住田町
大槌町 山田町
岩泉町 田野畑村



令和4年

総括表（鉄鋼業、金属製品、その他の金属製品製造業）

就業形態：全て（産別適用除外除く）

878円

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	規模別			地域別			
		1～9人	10～29人	30～99人	県北	県央	県南	沿岸
計	648	58	289	301		106	479	64
-	877	7 (1.1)	2 (3.6)	2 (0.8)	3 (0.9)		7 (1.4)	
878 -	878	7 (1.1)	2 (3.6)	2 (0.8)	3 (0.9)		7 (1.4)	
879 -	879	7 (1.1)	2 (3.6)	2 (0.8)	3 (0.9)		7 (1.4)	
880 -	880	12 (1.9)	4 (7.3)	5 (1.9)	3 (0.9)		12 (2.6)	
881 -	881	13 (2.1)	5 (9.1)	5 (1.9)	3 (0.9)		13 (2.8)	
882 -	882	16 (2.5)	5 (9.1)	5 (1.9)	5 (1.7)		16 (3.3)	
883 -	883	16 (2.5)	5 (9.1)	5 (1.9)	5 (1.7)		16 (3.3)	
884 -	884	16 (2.5)	5 (9.1)	5 (1.9)	5 (1.7)		16 (3.3)	
885 -	885	16 (2.5)	5 (9.1)	5 (1.9)	5 (1.7)		16 (3.3)	
886 -	886	16 (2.5)	5 (9.1)	5 (1.9)	5 (1.7)		16 (3.3)	
887 -	887	16 (2.5)	5 (9.1)	5 (1.9)	5 (1.7)		16 (3.3)	
888 -	888	16 (2.5)	5 (9.1)	5 (1.9)	5 (1.7)		16 (3.3)	
889 -	889	16 (2.5)	5 (9.1)	5 (1.9)	5 (1.7)		16 (3.3)	
890 -	890	21 (3.2)	5 (9.1)	5 (1.9)	10 (3.4)		21 (4.4)	
891 -	891	22 (3.4)	5 (9.1)	7 (2.3)	10 (3.4)		22 (4.6)	
892 -	892	22 (3.4)	5 (9.1)	7 (2.3)	10 (3.4)		22 (4.6)	
893 -	893	22 (3.4)	5 (9.1)	7 (2.3)	10 (3.4)		22 (4.6)	
894 -	894	22 (3.4)	5 (9.1)	7 (2.3)	10 (3.4)		22 (4.6)	
895 -	895	22 (3.4)	5 (9.1)	7 (2.3)	10 (3.4)		22 (4.6)	
896 -	896	23 (3.6)	5 (9.1)	7 (2.3)	11 (3.8)	1 (1.1)	22 (4.6)	
897	897	23 (3.6)	5 (9.1)	7 (2.3)	11 (3.8)	1 (1.1)	22 (4.6)	
898	898	24 (3.8)	5 (9.1)	7 (2.3)	13 (4.2)	2 (2.2)	22 (4.6)	
899	899	24 (3.8)	5 (9.1)	7 (2.3)	13 (4.2)	2 (2.2)	22 (4.6)	
900	900	31 (4.7)	5 (9.1)	8 (2.7)	18 (5.9)	3 (3.2)	27 (5.7)	
901	901	31 (4.7)	5 (9.1)	8 (2.7)	18 (5.9)	3 (3.2)	27 (5.7)	
902	902	31 (4.7)	5 (9.1)	8 (2.7)	18 (5.9)	3 (3.2)	27 (5.7)	
903	903	31 (4.7)	5 (9.1)	8 (2.7)	18 (5.9)	3 (3.2)	27 (5.7)	
904	904	31 (4.7)	5 (9.1)	8 (2.7)	18 (5.9)	3 (3.2)	27 (5.7)	
905	905	31 (4.7)	5 (9.1)	8 (2.7)	18 (5.9)	3 (3.2)	27 (5.7)	
906	906	31 (4.7)	5 (9.1)	8 (2.7)	18 (5.9)	3 (3.2)	27 (5.7)	
907	907	31 (4.7)	5 (9.1)	8 (2.7)	18 (5.9)	3 (3.2)	27 (5.7)	
908	908	31 (4.7)	5 (9.1)	8 (2.7)	18 (5.9)	3 (3.2)	27 (5.7)	
909	909	31 (4.7)	5 (9.1)	8 (2.7)	18 (5.9)	3 (3.2)	27 (5.7)	
910	910	31 (4.7)	5 (9.1)	8 (2.7)	18 (5.9)	3 (3.2)	27 (5.7)	
911	911	31 (4.7)	5 (9.1)	8 (2.7)	18 (5.9)	3 (3.2)	27 (5.7)	
912	912	31 (4.7)	5 (9.1)	8 (2.7)	18 (5.9)	3 (3.2)	27 (5.7)	

913	913	33 (5.1)	5 (9.1)	8 (2.7)	20 (6.7)		3 (3.2)	30 (6.2)	
914	914	33 (5.1)	5 (9.1)	8 (2.7)	20 (6.7)		3 (3.2)	30 (6.2)	
915	915	33 (5.1)	5 (9.1)	8 (2.7)	20 (6.7)		3 (3.2)	30 (6.2)	
916	916	34 (5.3)	6 (10.9)	8 (2.7)	20 (6.7)		3 (3.2)	31 (6.5)	
917	917	34 (5.3)	6 (10.9)	8 (2.7)	20 (6.7)		3 (3.2)	31 (6.5)	
918	918	34 (5.3)	6 (10.9)	8 (2.7)	20 (6.7)		3 (3.2)	31 (6.5)	
919	919	34 (5.3)	6 (10.9)	8 (2.7)	20 (6.7)		3 (3.2)	31 (6.5)	
920	920	34 (5.3)	6 (10.9)	8 (2.7)	20 (6.7)		3 (3.2)	31 (6.5)	
921	921	34 (5.3)	6 (10.9)	8 (2.7)	20 (6.7)		3 (3.2)	31 (6.5)	
922	922	34 (5.3)	6 (10.9)	8 (2.7)	20 (6.7)		3 (3.2)	31 (6.5)	
923	923	35 (5.5)	6 (10.9)	9 (3.1)	20 (6.7)		5 (4.3)	31 (6.5)	
924	924	35 (5.5)	6 (10.9)	9 (3.1)	20 (6.7)		5 (4.3)	31 (6.5)	
925	925	35 (5.5)	6 (10.9)	9 (3.1)	20 (6.7)		5 (4.3)	31 (6.5)	
926	926	35 (5.5)	6 (10.9)	9 (3.1)	20 (6.7)		5 (4.3)	31 (6.5)	
927	927	35 (5.5)	6 (10.9)	9 (3.1)	20 (6.7)		5 (4.3)	31 (6.5)	
928	928	35 (5.5)	6 (10.9)	9 (3.1)	20 (6.7)		5 (4.3)	31 (6.5)	
929	929	35 (5.5)	6 (10.9)	9 (3.1)	20 (6.7)		5 (4.3)	31 (6.5)	
930	939	39 (6.0)	6 (10.9)	10 (3.4)	23 (7.6)		5 (4.3)	35 (7.2)	
940	949	40 (6.2)	6 (10.9)	11 (3.8)	23 (7.6)		5 (4.3)	36 (7.5)	
950	959	44 (6.7)	7 (12.8)	13 (4.6)	23 (7.6)		7 (6.5)	37 (7.7)	
960	969	44 (6.7)	7 (12.8)	13 (4.6)	23 (7.6)		7 (6.5)	37 (7.7)	
970	979	52 (8.0)	7 (12.8)	18 (6.1)	27 (8.8)		9 (8.6)	43 (8.9)	
980	989	57 (8.8)	7 (12.8)	18 (6.1)	32 (10.5)		9 (8.6)	48 (10.0)	
990	999	60 (9.3)	8 (14.6)	18 (6.1)	34 (11.4)		9 (8.6)	51 (10.7)	
1000	1099	143 (22.0)	18 (30.6)	37 (12.9)	87 (29.1)		22 (20.5)	117 (24.4)	4 (6.0)
1100	1199	227 (35.0)	27 (45.9)	78 (27.0)	122 (40.7)		47 (44.2)	171 (35.7)	9 (14.7)
1200	1299	298 (46.0)	33 (56.1)	112 (38.7)	154 (51.1)		57 (53.9)	227 (47.5)	14 (22.0)
1300	1399	377 (58.2)	39 (67.7)	150 (51.9)	188 (62.5)		69 (65.7)	285 (59.6)	23 (35.4)
1400	1499	449 (69.3)	43 (73.8)	190 (65.6)	216 (71.9)		76 (72.1)	336 (70.1)	37 (58.3)
1500		648 (100.0)	58 (100.0)	289 (100.0)	301 (100.0)		106 (100.0)	479 (100.0)	64 (100.0)
月平均賃金額		244,279	233,658	250,888	239,972		241,682	241,699	268,053
時間当平均賃金額		1,383	1,368	1,423	1,347		1,343	1,377	1,494
月一人当たり労働時間数		177	171	177	178		180	176	179
第1・20分位数		913	880	975	900		951	900	1,010
第1・10分位数		1,005	916	1,040	987		1,000	991	1,195
第1・4分位数		1,114	1,072	1,191	1,076		1,114	1,101	1,317
中位数		1,331	1,219	1,382	1,294		1,259	1,329	1,461
四分位偏差係数		0.1694	0.2033	0.1494	0.1786		0.1580	0.1743	0.1141

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

令和4年

総括表（光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業）

就業形態：全て（産別適用除外除く）

856円

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	規模別			地域別			
		1～9人	10～29人	30～99人	県北	県央	県南	沿岸
計	531	34	244	253		37	479	14
- 855	41 (7.6)		16 (6.6)	24 (9.6)		7 (19.1)	33 (7.0)	
856 - 856	79 (14.9)		55 (22.5)	24 (9.6)		7 (19.1)	72 (15.1)	
857 - 857	79 (14.9)		55 (22.5)	24 (9.6)		7 (19.1)	72 (15.1)	
858 - 858	79 (14.9)		55 (22.5)	24 (9.6)		7 (19.1)	72 (15.1)	
859 - 859	79 (14.9)		55 (22.5)	24 (9.6)		7 (19.1)	72 (15.1)	
860 - 860	83 (15.6)		59 (24.0)	24 (9.6)		8 (22.3)	75 (15.6)	
861 - 861	87 (16.5)		59 (24.0)	29 (11.4)		8 (22.3)	79 (16.5)	
862 - 862	87 (16.5)		59 (24.0)	29 (11.4)		8 (22.3)	79 (16.5)	
863 - 863	87 (16.5)		59 (24.0)	29 (11.4)		8 (22.3)	79 (16.5)	
864 - 864	87 (16.5)		59 (24.0)	29 (11.4)		8 (22.3)	79 (16.5)	
865 - 865	88 (16.6)		59 (24.4)	29 (11.4)		8 (22.3)	79 (16.5)	1 (5.3)
866 - 866	88 (16.6)		59 (24.4)	29 (11.4)		8 (22.3)	79 (16.5)	1 (5.3)
867 - 867	90 (16.9)		61 (24.9)	29 (11.4)		8 (22.3)	80 (16.8)	1 (5.3)
868 - 868	90 (16.9)		61 (24.9)	29 (11.4)		8 (22.3)	80 (16.8)	1 (5.3)
869 - 869	91 (17.2)		63 (25.7)	29 (11.4)		10 (25.5)	80 (16.8)	2 (10.5)
870	97 (18.3)		64 (26.2)	33 (13.2)		10 (25.5)	86 (18.0)	2 (10.5)
871	97 (18.3)		64 (26.2)	33 (13.2)		10 (25.5)	86 (18.0)	2 (10.5)
872	97 (18.3)		64 (26.2)	33 (13.2)		10 (25.5)	86 (18.0)	2 (10.5)
873	98 (18.5)		65 (26.7)	33 (13.2)		10 (25.5)	87 (18.2)	2 (10.5)
874	98 (18.5)		65 (26.7)	33 (13.2)		10 (25.5)	87 (18.2)	2 (10.5)
875	99 (18.7)		66 (27.1)	33 (13.2)		10 (25.5)	87 (18.2)	2 (15.8)
876	101 (18.9)		67 (27.6)	33 (13.2)		10 (25.5)	89 (18.5)	2 (15.8)
877	104 (19.6)		68 (28.1)	36 (14.0)		10 (25.5)	92 (19.3)	2 (15.8)
878	106 (20.0)		68 (28.1)	38 (14.9)		10 (25.5)	94 (19.7)	2 (15.8)
879	106 (20.0)		68 (28.1)	38 (14.9)		10 (25.5)	94 (19.7)	2 (15.8)
880	115 (21.7)	1 (3.7)	70 (28.6)	44 (17.5)		11 (28.7)	102 (21.4)	2 (15.8)
881	115 (21.7)	1 (3.7)	70 (28.6)	44 (17.5)		11 (28.7)	102 (21.4)	2 (15.8)
882	118 (22.1)	1 (3.7)	70 (28.6)	47 (18.4)		11 (28.7)	105 (21.8)	2 (15.8)
883	118 (22.1)	1 (3.7)	70 (28.6)	47 (18.4)		11 (28.7)	105 (21.8)	2 (15.8)
884	119 (22.4)	1 (3.7)	71 (29.1)	47 (18.4)		11 (28.7)	106 (22.1)	2 (15.8)
885	119 (22.4)	1 (3.7)	71 (29.1)	47 (18.4)		11 (28.7)	106 (22.1)	2 (15.8)
886	119 (22.4)	1 (3.7)	71 (29.1)	47 (18.4)		11 (28.7)	106 (22.1)	2 (15.8)
887	120 (22.6)	1 (3.7)	72 (29.7)	47 (18.4)		11 (28.7)	107 (22.4)	2 (15.8)
888	121 (22.9)	1 (3.7)	74 (30.2)	47 (18.4)		11 (28.7)	108 (22.6)	2 (15.8)
889	125 (23.5)	1 (3.7)	77 (31.5)	47 (18.4)		13 (35.1)	108 (22.6)	3 (21.1)
	125	1	77	47		13	108	3

890	890	(23.5)	(3.7)	(31.5)	(18.4)		(35.1)	(22.6)	(21.1)
		127	1	77	49		13	111	3
891	891	(23.9)	(3.7)	(31.5)	(19.3)		(35.1)	(23.1)	(21.1)
		131	1	77	53		13	115	3
892	892	(24.7)	(3.7)	(31.5)	(21.1)		(35.1)	(24.0)	(21.1)
		134	1	79	53		15	115	3
893	893	(25.2)	(3.7)	(32.5)	(21.1)		(41.4)	(24.0)	(21.1)
		135	1	80	53		15	116	3
894	894	(25.4)	(3.7)	(33.0)	(21.1)		(41.4)	(24.3)	(21.1)
		136	3	80	53		15	118	3
895	895	(25.6)	(7.4)	(33.0)	(21.1)		(41.4)	(24.6)	(21.1)
		136	3	80	53		15	118	3
896	896	(25.6)	(7.4)	(33.0)	(21.1)		(41.4)	(24.6)	(21.1)
		140	3	84	53		17	120	3
897	897	(26.4)	(7.4)	(34.5)	(21.1)		(44.6)	(25.1)	(21.1)
		141	4	84	53		17	122	3
898	898	(26.6)	(11.0)	(34.5)	(21.1)		(44.6)	(25.4)	(21.1)
		141	4	84	53		17	122	3
899	899	(26.6)	(11.0)	(34.5)	(21.1)		(44.6)	(25.4)	(21.1)
		154	6	94	53		18	123	13
900	900	(28.9)	(18.6)	(38.6)	(21.1)		(48.2)	(25.6)	(89.5)
		154	6	94	53		18	123	13
901	901	(28.9)	(18.6)	(38.6)	(21.1)		(48.2)	(25.6)	(89.5)
		163	6	99	58		19	131	13
902	909	(30.7)	(18.6)	(40.7)	(22.8)		(51.4)	(27.4)	(89.5)
		171	6	103	62		19	139	13
910	919	(32.3)	(18.6)	(42.3)	(24.6)		(51.4)	(29.1)	(89.5)
		175	6	107	62		19	143	13
920	929	(33.0)	(18.6)	(43.8)	(24.6)		(51.4)	(29.9)	(89.5)
		180	6	112	62		20	147	13
930	939	(34.0)	(18.6)	(45.9)	(24.6)		(54.6)	(30.7)	(89.5)
		187	8	115	64		20	153	14
940	949	(35.3)	(22.3)	(47.3)	(25.4)		(54.6)	(32.0)	(94.7)
		195	8	116	71		20	161	14
950	959	(36.8)	(22.3)	(47.8)	(28.1)		(54.6)	(33.6)	(94.7)
		205	10	119	76		22	169	14
960	969	(38.5)	(29.7)	(48.8)	(29.8)		(57.8)	(35.3)	(94.7)
		209	13	119	78		22	174	14
970	979	(39.4)	(37.0)	(48.8)	(30.7)		(57.8)	(36.3)	(94.7)
		223	13	131	80		22	188	14
980	989	(42.0)	(37.0)	(53.6)	(31.6)		(57.8)	(39.2)	(94.7)
		223	13	131	80		22	188	14
990	999	(42.0)	(37.0)	(53.6)	(31.6)		(57.8)	(39.2)	(94.7)
		301	18	172	111		30	256	14
1000	1099	(56.7)	(52.2)	(70.6)	(43.9)		(80.9)	(53.5)	(100.0)
		340	24	191	124		31	294	
1100	1199	(64.0)	(70.6)	(78.5)	(49.1)		(84.1)	(61.3)	
		369	25	208	136		34	320	
1200	1299	(69.4)	(74.3)	(85.3)	(53.5)		(90.4)	(66.9)	
		393	28	214	151		35	344	
1300	1399	(74.0)	(81.6)	(87.9)	(59.6)		(93.6)	(71.7)	
		413	30	218	164		35	363	
1400	1499	(77.7)	(89.0)	(89.5)	(64.9)		(93.6)	(75.8)	
		531	34	244	253		37	479	
1500		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)		(100.0)	(100.0)	
月平均賃金額		191,947	183,868	174,173	210,120		166,637	195,664	134,039
時間当平均賃金額		1,316	1,164	1,073	1,570		1,026	1,351	906
月一人当たり労働時間数		153	156	161	146		160	153	148
第1・20分位数		830	895	830	830		820	830	865
第1・10分位数		856	898	856	861		829	856	869
第1・4分位数		893	961	869	948		869	897	900
中位数		1,066	1,082	983	1,251		903	1,082	900
四分位偏差係数		0.2456	0.1808	0.1593	0.3108		0.1180	0.2605	0.0004

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）

令和4年 総括表（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）

就業形態：全て（産別適用除外除く）

847円

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	規模別			地域別			
		1～9人	10～29人	30～99人	県北	県央	県南	沿岸
計	3,843	201	870	2,773	334	421	2,583	505
	585	21	278	287	6	10	420	150
846 - 846	(15.2)	(10.4)	(31.9)	(10.3)	(1.7)	(2.3)	(16.2)	(29.8)
	593	21	280	293	6	10	420	158
847 - 847	(15.4)	(10.4)	(32.2)	(10.6)	(1.7)	(2.3)	(16.2)	(31.3)
	621	21	288	312	6	10	447	158
848 - 848	(16.2)	(10.4)	(33.1)	(11.2)	(1.7)	(2.3)	(17.3)	(31.3)
	624	21	288	315	9	10	447	158
849 - 849	(16.2)	(10.4)	(33.1)	(11.4)	(2.7)	(2.3)	(17.3)	(31.3)
	723	48	338	338	29	17	499	178
850 - 850	(18.8)	(23.7)	(38.9)	(12.2)	(8.7)	(4.1)	(19.3)	(35.3)
	738	48	347	344	29	17	514	178
851 - 851	(19.2)	(23.7)	(39.9)	(12.4)	(8.7)	(4.1)	(19.9)	(35.3)
	773	48	349	376	43	17	535	178
852 - 852	(20.1)	(23.7)	(40.1)	(13.6)	(12.8)	(4.1)	(20.7)	(35.3)
	773	48	349	376	43	17	535	178
853 - 853	(20.1)	(23.7)	(40.1)	(13.6)	(12.8)	(4.1)	(20.7)	(35.3)
	773	48	349	376	43	17	535	178
854 - 854	(20.1)	(23.7)	(40.1)	(13.6)	(12.8)	(4.1)	(20.7)	(35.3)
	790	48	351	392	46	17	537	190
855 - 855	(20.6)	(23.7)	(40.4)	(14.1)	(13.8)	(4.1)	(20.8)	(37.6)
	790	48	351	392	46	17	537	190
856 - 856	(20.6)	(23.7)	(40.4)	(14.1)	(13.8)	(4.1)	(20.8)	(37.6)
	806	48	351	407	49	17	549	190
857 - 857	(21.0)	(23.7)	(40.4)	(14.7)	(14.8)	(4.1)	(21.3)	(37.6)
	831	48	351	433	49	17	574	190
858 - 858	(21.6)	(23.7)	(40.4)	(15.6)	(14.8)	(4.1)	(22.2)	(37.6)
	831	48	351	433	49	17	574	190
859 - 859	(21.6)	(23.7)	(40.4)	(15.6)	(14.8)	(4.1)	(22.2)	(37.6)
	859	50	351	457	56	17	583	202
860 - 860	(22.3)	(25.0)	(40.4)	(16.5)	(16.9)	(4.1)	(22.6)	(40.0)
	867	50	353	464	56	17	592	202
861 - 861	(22.6)	(25.0)	(40.6)	(16.7)	(16.9)	(4.1)	(22.9)	(40.0)
	874	50	353	471	63	17	592	202
862 - 862	(22.7)	(25.0)	(40.6)	(17.0)	(18.9)	(4.1)	(22.9)	(40.0)
	884	50	353	480	66	17	598	202
863 - 863	(23.0)	(25.0)	(40.6)	(17.3)	(19.9)	(4.1)	(23.1)	(40.0)
	884	50	353	480	66	17	598	202
864 - 864	(23.0)	(25.0)	(40.6)	(17.3)	(19.9)	(4.1)	(23.1)	(40.0)
	887	50	353	484	70	17	598	202
865 - 865	(23.1)	(25.0)	(40.6)	(17.4)	(20.9)	(4.1)	(23.1)	(40.0)
	897	50	353	493	73	17	604	202
866 - 866	(23.3)	(25.0)	(40.6)	(17.8)	(21.9)	(4.1)	(23.4)	(40.0)
	897	50	353	493	73	17	604	202
867 - 867	(23.3)	(25.0)	(40.6)	(17.8)	(21.9)	(4.1)	(23.4)	(40.0)
	913	50	353	509	77	17	617	202
868 - 868	(23.7)	(25.0)	(40.6)	(18.4)	(23.0)	(4.1)	(23.9)	(40.0)
	924	50	362	513	80	17	625	202
869 - 869	(24.1)	(25.0)	(41.6)	(18.5)	(24.0)	(4.1)	(24.2)	(40.0)
	935	53	364	519	80	17	636	202
870 - 870	(24.3)	(26.3)	(41.8)	(18.7)	(24.0)	(4.1)	(24.6)	(40.0)
	942	53	364	525	80	17	642	202
871 - 871	(24.5)	(26.3)	(41.8)	(18.9)	(24.0)	(4.1)	(24.9)	(40.0)
	948	53	364	531	80	17	649	202
872 - 872	(24.7)	(26.3)	(41.8)	(19.2)	(24.0)	(4.1)	(25.1)	(40.0)
	948	53	364	531	80	17	649	202
873 - 873	(24.7)	(26.3)	(41.8)	(19.2)	(24.0)	(4.1)	(25.1)	(40.0)
	952	53	368	531	80	17	653	202
874 - 874	(24.8)	(26.3)	(42.3)	(19.2)	(24.0)	(4.1)	(25.3)	(40.0)
	966	53	372	541	83	17	664	202
875 - 875	(25.1)	(26.3)	(42.8)	(19.5)	(25.0)	(4.1)	(25.7)	(40.0)
	968	53	374	541	83	17	666	202
876 - 876	(25.2)	(26.3)	(43.1)	(19.5)	(25.0)	(4.1)	(25.8)	(40.0)
	970	53	377	541	83	17	668	202
877 - 877	(25.3)	(26.3)	(43.3)	(19.5)	(25.0)	(4.1)	(25.9)	(40.0)
	970	53	377	541	83	17	668	202
878 - 878	(25.3)	(26.3)	(43.3)	(19.5)	(25.0)	(4.1)	(25.9)	(40.0)
	970	53	377	541	83	17	668	202
879 - 879	(25.3)	(26.3)	(43.3)	(19.5)	(25.0)	(4.1)	(25.9)	(40.0)
	999	53	381	566	83	17	691	208
880 - 880	(26.0)	(26.3)	(43.8)	(20.4)	(25.0)	(4.1)	(26.7)	(41.1)

881	881	1,002 (26.1)	53 (26.3)	383 (44.0)	566 (20.4)	83 (25.0)	17 (4.1)	693 (26.8)	208 (41.1)
882	882	1,011 (26.3)	53 (26.3)	383 (44.0)	575 (20.7)	87 (26.0)	17 (4.1)	693 (26.8)	214 (42.3)
883	883	1,014 (26.4)	53 (26.3)	383 (44.0)	578 (20.9)	90 (27.0)	17 (4.1)	693 (26.8)	214 (42.3)
884	884	1,014 (26.4)	53 (26.3)	383 (44.0)	578 (20.9)	90 (27.0)	17 (4.1)	693 (26.8)	214 (42.3)
885	885	1,016 (26.5)	53 (26.3)	385 (44.3)	578 (20.9)	90 (27.0)	17 (4.1)	695 (26.9)	214 (42.3)
886	886	1,041 (27.1)	53 (26.3)	387 (44.5)	601 (21.7)	100 (30.1)	17 (4.1)	710 (27.5)	214 (42.3)
887	887	1,048 (27.3)	53 (26.3)	387 (44.5)	607 (21.9)	100 (30.1)	17 (4.1)	716 (27.7)	214 (42.3)
888	888	1,056 (27.5)	53 (26.3)	389 (44.8)	614 (22.1)	100 (30.1)	17 (4.1)	724 (28.0)	214 (42.3)
889	889	1,063 (27.7)	53 (26.3)	389 (44.8)	621 (22.4)	107 (32.1)	17 (4.1)	724 (28.0)	214 (42.3)
890	890	1,093 (28.4)	56 (27.6)	392 (45.0)	646 (23.3)	107 (32.1)	17 (4.1)	754 (29.2)	214 (42.3)
891	891	1,096 (28.5)	56 (27.6)	392 (45.0)	649 (23.4)	111 (33.1)	17 (4.1)	754 (29.2)	214 (42.3)
892	892	1,120 (29.1)	56 (27.6)	394 (45.3)	671 (24.2)	114 (34.2)	17 (4.1)	767 (29.7)	222 (43.9)
893	893	1,120 (29.1)	56 (27.6)	394 (45.3)	671 (24.2)	114 (34.2)	17 (4.1)	767 (29.7)	222 (43.9)
894	894	1,125 (29.3)	58 (29.0)	396 (45.5)	671 (24.2)	114 (34.2)	17 (4.1)	772 (29.9)	222 (43.9)
895	895	1,125 (29.3)	58 (29.0)	396 (45.5)	671 (24.2)	114 (34.2)	17 (4.1)	772 (29.9)	222 (43.9)
896	896	1,133 (29.5)	58 (29.0)	398 (45.7)	677 (24.4)	114 (34.2)	17 (4.1)	774 (30.0)	228 (45.1)
897	897	1,158 (30.1)	58 (29.0)	398 (45.7)	702 (25.3)	114 (34.2)	17 (4.1)	799 (30.9)	228 (45.1)
898	898	1,158 (30.1)	58 (29.0)	398 (45.7)	702 (25.3)	114 (34.2)	17 (4.1)	799 (30.9)	228 (45.1)
899	899	1,158 (30.1)	58 (29.0)	398 (45.7)	702 (25.3)	114 (34.2)	17 (4.1)	799 (30.9)	228 (45.1)
900	900	1,221 (31.8)	61 (30.3)	434 (49.9)	727 (26.2)	121 (36.2)	19 (4.6)	840 (32.5)	242 (47.8)
901	901	1,228 (31.9)	61 (30.3)	434 (49.9)	733 (26.4)	121 (36.2)	19 (4.6)	846 (32.7)	242 (47.8)
902	909	1,327 (34.5)	61 (30.3)	447 (51.4)	820 (29.6)	121 (36.2)	19 (4.6)	928 (35.9)	259 (51.4)
910	919	1,378 (35.8)	69 (34.3)	449 (51.6)	860 (31.0)	124 (37.2)	19 (4.6)	963 (37.3)	271 (53.7)
920	929	1,438 (37.4)	76 (37.6)	459 (52.8)	904 (32.6)	124 (37.2)	21 (4.9)	1,016 (39.3)	277 (54.9)
930	939	1,547 (40.3)	88 (43.6)	472 (54.3)	988 (35.6)	131 (39.2)	26 (6.2)	1,075 (41.6)	315 (62.3)
940	949	1,599 (41.6)	88 (43.6)	480 (55.3)	1,031 (37.2)	131 (39.2)	26 (6.2)	1,128 (43.7)	315 (62.3)
950	959	1,652 (43.0)	97 (48.2)	487 (56.0)	1,069 (38.5)	131 (39.2)	27 (6.5)	1,173 (45.4)	321 (63.5)
960	969	1,704 (44.3)	97 (48.2)	495 (57.0)	1,112 (40.1)	131 (39.2)	27 (6.5)	1,217 (47.1)	329 (65.1)
970	979	1,721 (44.8)	104 (51.6)	495 (57.0)	1,122 (40.5)	141 (42.3)	29 (6.8)	1,223 (47.3)	329 (65.1)
980	989	1,773 (46.1)	104 (51.6)	504 (57.9)	1,166 (42.1)	141 (42.3)	29 (6.8)	1,269 (49.1)	335 (66.3)
990	999	1,837 (47.8)	108 (53.6)	508 (58.4)	1,222 (44.1)	141 (42.3)	30 (7.1)	1,319 (51.1)	347 (68.6)
1000	1099	2,197 (57.2)	125 (62.1)	575 (66.1)	1,497 (54.0)	193 (57.9)	63 (14.9)	1,564 (60.5)	376 (74.5)
1100	1199	2,472 (64.3)	138 (68.5)	624 (71.8)	1,710 (61.7)	244 (73.0)	77 (18.2)	1,737 (67.2)	414 (82.0)
1200	1299	2,709 (70.5)	142 (70.5)	676 (77.8)	1,890 (68.2)	268 (80.1)	128 (30.5)	1,887 (73.0)	426 (84.3)
1500		3,843 (100.0)	201 (100.0)	870 (100.0)	2,773 (100.0)	334 (100.0)	421 (100.0)	2,583 (100.0)	505 (100.0)
月平均賃金額		199,274	183,535	172,559	208,791	187,526	246,780	200,542	160,974
時間当平均賃金額		1,218	1,183	1,074	1,265	1,117	1,490	1,216	1,066
月一人当たり労働時間数		162	152	159	164	167	165	164	148
第1・20分位数		821	825	821	821	850	934	821	821
第1・10分位数		822	838	821	846	852	1,048	822	821
第1・4分位数		875	870	831	897	882	1,239	872	821
中位数		1,007	977	902	1,050	1,007	1,456	995	902
四分位偏差係数		0.2500	0.2461	0.2357	0.2664	0.1604	0.1325	0.2272	0.1702

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

令和4年

総括表（百貨店，総合スーパー）

就業形態：全て（産別適用除外除く）

800円

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	規模別			地域別			
				50人以上	県北	県央	県南	沿岸
計	2,222			2,222		1,360	862	
800 - 800								
820 820								
821 821	116 (5.2)			116 (5.2)		61 (4.5)	55 (6.4)	
822 822	133 (6.0)			133 (6.0)		78 (5.7)	55 (6.4)	
823 823	133 (6.0)			133 (6.0)		78 (5.7)	55 (6.4)	
824 824	133 (6.0)			133 (6.0)		78 (5.7)	55 (6.4)	
825 825	133 (6.0)			133 (6.0)		78 (5.7)	55 (6.4)	
826 826	145 (6.5)			145 (6.5)		78 (5.7)	67 (7.8)	
827 827	145 (6.5)			145 (6.5)		78 (5.7)	67 (7.8)	
828 828	145 (6.5)			145 (6.5)		78 (5.7)	67 (7.8)	
829 829	145 (6.5)			145 (6.5)		78 (5.7)	67 (7.8)	
830 830	153 (6.9)			153 (6.9)		86 (6.3)	67 (7.8)	
831 831	172 (7.7)			172 (7.7)		86 (6.3)	86 (9.9)	
832 832	172 (7.7)			172 (7.7)		86 (6.3)	86 (9.9)	
833 833	172 (7.7)			172 (7.7)		86 (6.3)	86 (9.9)	
834 834	172 (7.7)			172 (7.7)		86 (6.3)	86 (9.9)	
835 835	172 (7.7)			172 (7.7)		86 (6.3)	86 (9.9)	
836 836	178 (8.0)			178 (8.0)		86 (6.3)	92 (10.6)	
837 837	178 (8.0)			178 (8.0)		86 (6.3)	92 (10.6)	
838 838	178 (8.0)			178 (8.0)		86 (6.3)	92 (10.6)	
839 839	178 (8.0)			178 (8.0)		86 (6.3)	92 (10.6)	
840 840	248 (11.1)			248 (11.1)		156 (11.5)	92 (10.6)	
841 841	302 (13.6)			302 (13.6)		211 (15.5)	92 (10.6)	
842 842	336 (15.1)			336 (15.1)		245 (18.0)	92 (10.6)	
843 843	398 (17.9)			398 (17.9)		306 (22.5)	92 (10.6)	
844 844	398 (17.9)			398 (17.9)		306 (22.5)	92 (10.6)	
845 845	468 (21.1)			468 (21.1)		376 (27.7)	92 (10.6)	
846 846	468 (21.1)			468 (21.1)		376 (27.7)	92 (10.6)	
847 847	468 (21.1)			468 (21.1)		376 (27.7)	92 (10.6)	
848 848	468 (21.1)			468 (21.1)		376 (27.7)	92 (10.6)	
849 849	468 (21.1)			468 (21.1)		376 (27.7)	92 (10.6)	
850 850	475 (21.4)			475 (21.4)		383 (28.2)	92 (10.6)	
851 859	482 (21.7)			482 (21.7)		390 (28.7)	92 (10.6)	
860 869	483 (21.7)			483 (21.7)		392 (28.8)	92 (10.6)	
870 879	483 (21.7)			483 (21.7)		392 (28.8)	92 (10.6)	
	502			502		404	98	

880	889	(22.6)			(22.6)		(29.7)	(11.3)
		526			526		416	110
890	899	(23.7)			(23.7)		(30.6)	(12.8)
		599			599		440	159
900	909	(27.0)			(27.0)		(32.4)	(18.4)
		640			640		450	190
910	919	(28.8)			(28.8)		(33.1)	(22.0)
		716			716		508	208
920	929	(32.2)			(32.2)		(37.4)	(24.1)
		743			743		529	214
930	939	(33.4)			(33.4)		(38.9)	(24.8)
		755			755		529	226
940	949	(34.0)			(34.0)		(38.9)	(26.2)
		835			835		597	238
950	959	(37.6)			(37.6)		(43.9)	(27.7)
		855			855		611	245
960	969	(38.5)			(38.5)		(44.9)	(28.4)
		857			857		612	245
970	979	(38.6)			(38.6)		(45.0)	(28.4)
		860			860		615	245
980	989	(38.7)			(38.7)		(45.3)	(28.4)
		860			860		615	245
990	999	(38.7)			(38.7)		(45.3)	(28.4)
		958			958		683	275
1000	1099	(43.1)			(43.1)		(50.3)	(31.9)
		1,033			1,033		709	324
1100	1199	(46.5)			(46.5)		(52.1)	(37.6)
		1,165			1,165		761	404
1200	1299	(52.4)			(52.4)		(56.0)	(46.8)
		1,308			1,308		838	471
1300	1399	(58.9)			(58.9)		(61.6)	(54.6)
		1,490			1,490		921	569
1400	1499	(67.0)			(67.0)		(67.7)	(66.0)
		2,222			2,222		1,360	862
1500		(100.0)			(100.0)		(100.0)	(100.0)
月平均賃金額		201,678			201,678		194,059	213,694
時間当平均賃金額		1,366			1,366		1,348	1,395
月一人当たり労働時間数		142			142		137	151
第1・20分位数		821			821		822	821
第1・10分位数		840			840		840	836
第1・4分位数		904			904		845	945
中位数		1,246			1,246		1,065	1,344
四分位偏差係数		0.2690			0.2690		0.3578	0.2332

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

令和4年

総括表（自動車小売業）

就業形態：全て（産別適用除外除く）

879円

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	規模別			地域別			
		1～9人	10～29人	30～99人	県北	県央	県南	沿岸
計	5,412	1,642	3,259	510	448	2,186	2,061	717
878 - 878	117 (2.2)	69 (4.2)	48 (1.5)		35 (7.8)	30 (1.4)	46 (2.2)	6 (0.9)
879 - 879	134 (2.5)	74 (4.5)	59 (1.8)		44 (9.8)	38 (1.7)	46 (2.2)	6 (0.9)
880 - 880	183 (3.4)	91 (5.5)	77 (2.3)	16 (3.1)	47 (10.5)	59 (2.7)	71 (3.4)	6 (0.9)
881 - 881	183 (3.4)	91 (5.5)	77 (2.3)	16 (3.1)	47 (10.5)	59 (2.7)	71 (3.4)	6 (0.9)
882 - 882	186 (3.4)	91 (5.5)	79 (2.4)	16 (3.1)	47 (10.5)	59 (2.7)	73 (3.6)	6 (0.9)
883 - 883	186 (3.4)	91 (5.5)	79 (2.4)	16 (3.1)	47 (10.5)	59 (2.7)	73 (3.6)	6 (0.9)
884 - 884	186 (3.4)	91 (5.5)	79 (2.4)	16 (3.1)	47 (10.5)	59 (2.7)	73 (3.6)	6 (0.9)
885 - 885	192 (3.6)	94 (5.7)	83 (2.5)	16 (3.1)	53 (11.8)	59 (2.7)	73 (3.6)	6 (0.9)
886 - 886	195 (3.6)	96 (5.9)	83 (2.5)	16 (3.1)	56 (12.5)	59 (2.7)	73 (3.6)	6 (0.9)
887 - 887	201 (3.7)	96 (5.9)	88 (2.7)	16 (3.1)	59 (13.2)	62 (2.8)	73 (3.6)	6 (0.9)
888 - 888	209 (3.9)	96 (5.9)	97 (3.0)	16 (3.1)	59 (13.2)	65 (3.0)	79 (3.8)	6 (0.9)
889 - 889	213 (3.9)	100 (6.1)	97 (3.0)	16 (3.1)	59 (13.2)	65 (3.0)	82 (4.0)	6 (0.9)
890 - 890	225 (4.2)	110 (6.7)	100 (3.1)	16 (3.1)	59 (13.2)	65 (3.0)	92 (4.5)	9 (1.3)
891 - 891	225 (4.2)	110 (6.7)	100 (3.1)	16 (3.1)	59 (13.2)	65 (3.0)	92 (4.5)	9 (1.3)
892 - 892	232 (4.3)	117 (7.1)	100 (3.1)	16 (3.1)	59 (13.2)	65 (3.0)	99 (4.8)	9 (1.3)
893 - 893	236 (4.4)	120 (7.3)	100 (3.1)	16 (3.1)	59 (13.2)	65 (3.0)	102 (5.0)	9 (1.3)
894 - 894	236 (4.4)	120 (7.3)	100 (3.1)	16 (3.1)	59 (13.2)	65 (3.0)	102 (5.0)	9 (1.3)
895 - 895	239 (4.4)	124 (7.5)	100 (3.1)	16 (3.1)	59 (13.2)	65 (3.0)	106 (5.1)	9 (1.3)
896 - 896	242 (4.5)	126 (7.7)	100 (3.1)	16 (3.1)	59 (13.2)	68 (3.1)	106 (5.1)	9 (1.3)
897	247 (4.6)	132 (8.0)	100 (3.1)	16 (3.1)	65 (14.4)	68 (3.1)	106 (5.1)	9 (1.3)
898	247 (4.6)	132 (8.0)	100 (3.1)	16 (3.1)	65 (14.4)	68 (3.1)	106 (5.1)	9 (1.3)
899	247 (4.6)	132 (8.0)	100 (3.1)	16 (3.1)	65 (14.4)	68 (3.1)	106 (5.1)	9 (1.3)
900	277 (5.1)	147 (9.0)	110 (3.4)	19 (3.7)	70 (15.7)	84 (3.9)	113 (5.5)	9 (1.3)
901	277 (5.1)	147 (9.0)	110 (3.4)	19 (3.7)	70 (15.7)	84 (3.9)	113 (5.5)	9 (1.3)
902	277 (5.1)	147 (9.0)	110 (3.4)	19 (3.7)	70 (15.7)	84 (3.9)	113 (5.5)	9 (1.3)
903	277 (5.1)	147 (9.0)	110 (3.4)	19 (3.7)	70 (15.7)	84 (3.9)	113 (5.5)	9 (1.3)
904	279 (5.2)	147 (9.0)	113 (3.5)	19 (3.7)	70 (15.7)	87 (4.0)	113 (5.5)	9 (1.3)
905	279 (5.2)	147 (9.0)	113 (3.5)	19 (3.7)	70 (15.7)	87 (4.0)	113 (5.5)	9 (1.3)
906	285 (5.3)	150 (9.1)	116 (3.5)	19 (3.7)	70 (15.7)	92 (4.2)	113 (5.5)	9 (1.3)
907	285 (5.3)	150 (9.1)	116 (3.5)	19 (3.7)	70 (15.7)	92 (4.2)	113 (5.5)	9 (1.3)
908	285 (5.3)	150 (9.1)	116 (3.5)	19 (3.7)	70 (15.7)	92 (4.2)	113 (5.5)	9 (1.3)
909	307 (5.7)	158 (9.6)	130 (4.0)	19 (3.7)	76 (17.1)	106 (4.9)	115 (5.6)	9 (1.3)
910	316 (5.8)	158 (9.6)	138 (4.2)	19 (3.7)	76 (17.1)	106 (4.9)	124 (6.0)	9 (1.3)
911	319 (5.9)	162 (9.8)	138 (4.2)	19 (3.7)	76 (17.1)	106 (4.9)	127 (6.2)	9 (1.3)
912	319 (5.9)	162 (9.8)	138 (4.2)	19 (3.7)	76 (17.1)	106 (4.9)	127 (6.2)	9 (1.3)
	319	162	138	19	76	106	127	9

913	913	(5.9)	(9.8)	(4.2)	(3.7)	(17.1)	(4.9)	(6.2)	(1.3)
		335	171	144	19	86	106	131	12
914	914	(6.2)	(10.4)	(4.4)	(3.7)	(19.1)	(4.9)	(6.3)	(1.7)
		335	171	144	19	86	106	131	12
915	915	(6.2)	(10.4)	(4.4)	(3.7)	(19.1)	(4.9)	(6.3)	(1.7)
		335	171	144	19	86	106	131	12
916	916	(6.2)	(10.4)	(4.4)	(3.7)	(19.1)	(4.9)	(6.3)	(1.7)
		335	171	144	19	86	106	131	12
917	917	(6.2)	(10.4)	(4.4)	(3.7)	(19.1)	(4.9)	(6.3)	(1.7)
		335	171	144	19	86	106	131	12
918	918	(6.2)	(10.4)	(4.4)	(3.7)	(19.1)	(4.9)	(6.3)	(1.7)
		335	171	144	19	86	106	131	12
919	919	(6.2)	(10.4)	(4.4)	(3.7)	(19.1)	(4.9)	(6.3)	(1.7)
		335	171	144	19	86	106	131	12
920	920	(6.4)	(10.6)	(4.8)	(3.7)	(19.8)	(5.2)	(6.5)	(1.7)
		349	174	156	19	89	114	133	12
921	921	(6.4)	(10.6)	(4.8)	(3.7)	(19.8)	(5.2)	(6.5)	(1.7)
		349	174	156	19	89	114	133	12
922	922	(6.5)	(10.6)	(4.9)	(3.7)	(19.8)	(5.2)	(6.6)	(1.7)
		352	174	159	19	89	114	136	12
923	923	(6.5)	(10.6)	(5.0)	(3.7)	(19.8)	(5.3)	(6.6)	(1.7)
		354	174	161	19	89	117	136	12
924	924	(6.6)	(10.6)	(5.1)	(3.7)	(19.8)	(5.3)	(6.6)	(2.2)
		358	174	165	19	89	117	136	16
925	925	(6.7)	(10.6)	(5.1)	(3.7)	(19.8)	(5.3)	(6.7)	(2.2)
		361	174	168	19	89	117	139	16
926	926	(6.8)	(11.1)	(5.1)	(3.7)	(20.5)	(5.6)	(6.7)	(2.2)
		369	182	168	19	92	122	139	16
927	927	(6.9)	(11.3)	(5.1)	(3.7)	(20.5)	(5.7)	(6.7)	(2.2)
		372	185	168	19	92	125	139	16
928	928	(7.0)	(11.5)	(5.2)	(3.7)	(20.5)	(5.7)	(6.9)	(2.7)
		379	188	171	19	92	125	142	19
929	929	(7.1)	(11.5)	(5.4)	(3.7)	(20.5)	(5.7)	(7.2)	(2.7)
		384	188	177	19	92	125	148	19
930	939	(7.9)	(12.9)	(6.1)	(3.7)	(20.5)	(6.1)	(8.5)	(4.1)
		429	212	198	19	92	133	174	29
940	949	(8.5)	(13.1)	(6.9)	(4.4)	(21.9)	(6.6)	(8.9)	(5.1)
		462	214	225	22	98	145	183	36
950	959	(9.5)	(13.9)	(7.9)	(5.0)	(22.5)	(7.3)	(10.3)	(5.5)
		512	228	259	25	101	159	212	40
960	969	(10.2)	(15.1)	(8.6)	(5.0)	(24.4)	(7.6)	(11.1)	(6.9)
		555	248	281	25	109	167	229	49
970	979	(11.0)	(16.1)	(9.3)	(5.6)	(25.1)	(8.3)	(12.2)	(7.3)
		597	265	304	29	113	181	251	52
980	989	(11.5)	(16.4)	(9.9)	(6.2)	(25.1)	(9.0)	(12.3)	(8.3)
		623	270	322	32	113	198	254	59
990	999	(12.6)	(17.8)	(10.9)	(6.9)	(25.1)	(10.1)	(14.1)	(8.3)
		682	292	355	35	113	220	290	59
1000	1099	(23.6)	(30.4)	(21.0)	(19.0)	(33.0)	(20.9)	(26.1)	(19.1)
		1,279	499	684	97	148	457	538	137
1100	1199	(36.5)	(43.9)	(33.6)	(31.3)	(45.9)	(34.8)	(38.1)	(31.3)
		1,975	721	1,095	160	206	761	785	224
1200	1299	(45.3)	(51.2)	(43.7)	(36.9)	(54.7)	(43.6)	(47.1)	(39.4)
		2,454	840	1,425	188	245	954	972	283
1300	1399	(55.8)	(63.9)	(53.8)	(42.4)	(63.5)	(54.6)	(57.6)	(49.5)
		3,022	1,050	1,755	217	285	1,194	1,188	355
1400	1499	(65.3)	(72.1)	(64.1)	(50.9)	(72.3)	(63.5)	(66.0)	(64.1)
		3,532	1,184	2,088	260	324	1,389	1,360	459
1500		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
		5,412	1,642	3,259	510	448	2,186	2,061	717
月平均賃金額		231,452	221,976	232,682	254,093	223,748	235,494	227,783	234,494
時間当平均賃金額		1,412	1,339	1,424	1,572	1,325	1,439	1,395	1,434
月一人当たり労働時間数		164	166	164	160	169	164	163	164
第1・20分位数		900	880	924	976	833	920	895	947
第1・10分位数		968	914	994	1,040	880	997	958	1,016
第1・4分位数		1,108	1,048	1,127	1,131	978	1,124	1,090	1,142
中位数		1,344	1,284	1,361	1,480	1,271	1,364	1,321	1,402
四分位偏差係数		0.1871	0.1915	0.1785	0.2587	0.2222	0.1929	0.1893	0.1743

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

賃金実態(基礎調査特性値)と特定(産業別)最低賃金額の推移

単位:円

鉄鋼業、金属線製品、
その他の金属製品製造業

電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造
業

光学機械器具・レンズ、
時計・同部分品製造業

各種商品小売業

百貨店、総合スーパー

自動車小売業

分位 年度	岩手県 最低賃 金	鉄鋼業、金属線製品、 その他の金属製品製造業					電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造 業					光学機械器具・レンズ、 時計・同部分品製造業					各種商品小売業					百貨店、総合スーパー					自動車小売業									
		第1・20	第1・10	第1・4	中位数	特定 最低賃 金	第1・20	第1・10	第1・4	中位数	特定 最低賃 金	第1・20	第1・10	第1・4	中位数	特定 最低賃 金	第1・20	第1・10	第1・4	中位数	特定 最低賃 金	第1・20	第1・10	第1・4	中位数	特定 最低賃 金	第1・20	第1・10	第1・4	中位数	特定 最低賃 金					
23年度	645	780	850	989	1,176	720	650	660	710	800	703	699	705	787	936	709	750	810	875	1,098	711											729	780	915	1,122	729
24年度	653	721	804	928	1,106	728	650	650	662	751	709	706	716	830	1,036	717	711	720	755	815	720						750	833	999	1,230	739					
25年度	665	728	774	929	1,166	740	653	660	680	807	718	700	717	792	1,000	729	710	720	748	820	729						788	875	990	1,136	751					
26年度	678	859	901	1,026	1,171	755	670	670	697	780	728	727	729	729	877	743	665	680	733	755	741						774	821	965	1,166	765					
27年度	695	755	800	913	1,193	772	680	685	713	859	740	723	743	743	800	758	750	750	767	800	752						795	833	1,001	1,184	781					
28年度	716	841	928	1,098	1,294	790	695	695	700	830	756	699	758	758	760	774	800	800	800	1,042	767						752	808	958	1,179	800					
29年度	738	850	880	1,000	1,267	809	760	780	876	966	775	726	726	856	1,009	790					767	770	775	800	899	780	770	775	800	899	819					
30年度	762	857	903	974	1,109	829	790	821	896	992	796	793	856	912	1,037	809					767	780	785	805	880	800	819	881	1,050	1,238	838					
31年度	790	863	922	1,043	1,238	850	775	800	830	997	818	770	809	850	1,013	827					767	800	804	830	921	800	850	850	1,050	1,352	861					
令和2年度	793	902	1,000	1,065	1,253	852	790	800	842	1,000	820	790	800	837	940	829					767	800	810	840	1,122	800	870	927	1,072	1,305	863					
令和3年度	821	907	1,000	1,087	1,277	878	820	822	890	1,100	847	800	829	865	990	856					767	800	802	817	960	800	873	924	1,062	1,295	879					
令和4年度	854	913	1,005	1,114	1,331		821	822	875	1,007		830	856	893	1,066							821	840	904	1,246		900	968	1,108	1,344						

賃金分布の特性値

◇ 平均値(算術平均 → 平均賃金)

全員の賃金額を合計し、それを人数で除したもの

◇ 中位数(中央値、メジアン)

全員を賃金の低いもの順に並び、ちょうど真ん中に位置する者の賃金額
人数が偶数の場合 → 10人の中位数は、低い方から5番目と6番目の賃金額を平均

◇ 分位数

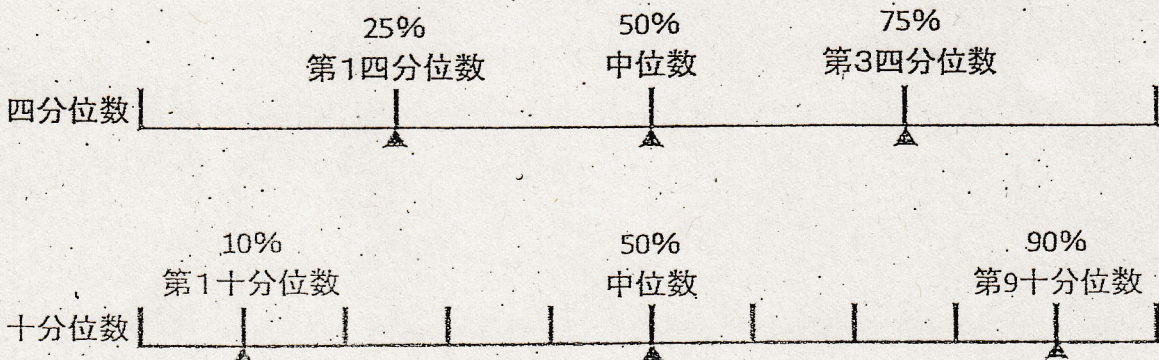
全員の賃金を低いもの順に並び、10等分、4等分のように等分したときに境界に位置する賃金額

- ① 第1十分位数 10等分し、低い方からみて最初の境界(10%)の賃金額
- ② 第1四分位数 4等分し、低い方からみて最初の境界(25%)の賃金額
- ③ 第3四分位数 4等分し、低い方からみて3番目の境界(75%)の賃金額
- ④ 第9十分位数 10等分し、低い方からみて9番目の境界(90%)の賃金額

分位数とは何か

賃金額が低い順に整列

低賃金 —————> 高賃金



これらの位置にいる人の賃金額が、第1四分位数や中位数など

令和4年8月26日

岩手労働局長 稲原俊浩 殿

一般社団法人 岩手県タクシー協会

会長 川崎利治

労務委員長 國枝康彦

岩手地方最低賃金審議会の答申に関する異議申出書

令和4年8月23日に岩手地方最低賃金審議会から貴職に答申されました最低賃金について、下記のとおり異議の申し出をいたします。

記

【異議申出事項】

今回の答申は、現行時間額を821円から33円引き上げる答申であります。本答申は、タクシー事業における賃金支払能力を全く無視した答申であり、到底受け入れ難く誠に遺憾であります。

もとより、賃金の引き上げが実現され、経済の発展及び活性化とともに県民生活がより豊かになることは、県民全員が均しく願うところであり、当業界におきましても強く願望するものであります。賃金の引き上げは生産性が向上し、雇用の場が確保されるとともに事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであり、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、タクシー事業におきましても極めて深刻であって、地方創生の担い手であり、県民生活を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、令和2年2月以降、観光客の激減、各種イベント等の中止、テレワークの推進、外出の自粛要請などによって人の動きが止まり、タクシーによる輸送人員、営業収入が4割以上激減するという甚大な影響を受けております。

特に多くの事業者においては、歩合給という賃金制度を取っていることから営業収入の激減は、直接最低賃金割れを引き起こしていて、不足分を事業者が全額負担しなければならない状況にあります。もし最低賃金が引き上げられれば、多くの事業者が事業継続困難な状況に追い込まれ、廃業は必至であります。

事態の収束が見通せない中で、タクシー事業者はこうした状況の下、雇用調整助成金を最大限活用しながら運転者の雇用を維持しつつ、一方で県民の安定的な生活の確保・社会の安定の維持の観点から、国からの事業継続要請を受けて日夜必死に努力を続けてきている状況であり、今回の大幅な最低賃金額の引き上げ改定に強く異議の申し出をいたします。

貴職におかれましては、最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨になおご斟酌を賜りますとともに、タクシー事業は地域に密着した輸送サービスかつ地方創生の担い手であり、国民生活に欠かせない公共交通機関として、その使命を達成できるよう、ご理解を賜り、最低賃金額の改定に当たりましては慎重の上にも慎重にご審議を頂きますようお願いいたします。



2022年 9月 7日

岩手労働局
局長 稲原 俊浩 様岩手県労働組合連
議長 中野 裕 様

岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議申出書

コロナ禍のもと、最低賃金の改善をめざし、ご尽力された岩手地方最低賃金審議会はじめ関係各位のご尽力に敬意を表します。2022年8月23日付岩手地方最低賃金審議会の改正決定（答申）額854円は、時給方式になった2002年以降で最大となりました。新型コロナの感染拡大と物価高騰が暮らしを直撃する厳しい情勢において、中央最低賃金審議会の示した目安額に3円を上積みして33円の引き上げとしたことは、地方審議会の自主性を発揮した大事な到達と考えます。また、付帯決議として「中小企業・小規模事業者への実行ある支援のための現行制度の拡充及び早急な制度の創設」を3項目にわたって要望され、これまでにない積極的な姿勢を示されたことに敬意を表します。

しかながら、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の暮らし」が実現できる水準には遠くおよびず、労働者の生計費から見て不十分と言わざるを得ません。時間額33円の引き上げでは単年度で見ても労働者の生活を改善できず、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差も十分に解消されません。

こうしたことから、下記のとおり異議申出書を提出いたします。あわせて、公開の審議会場で意見陳述ができるようにお取りはかりをお願いいたします。

記

<異議申出の内容>

1. 2022年度の岩手県の最低賃金を1時間854円とすることに不服であり、より大幅に引き上げることを強く求めます。長期化するコロナ禍の中で国民生活を支えるエッセンシャルワーカーや非正規雇用で働く労働者の低賃金状態を打開するため、本県最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。あわせて、厚生労働省および中央最低賃金審議会に対し、格差を前提としている現行のランク制度の廃止と全国一律制度への移行を求める意見書を送付してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを重ねて強く求めてください。



<理由>

1. 労働者の生活実態からみて引き上げ額は不十分です

8月23日に答申された金額では、「ワーキング・プア」を解消することはできません。ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額は148,425円(854円×173.8時間)、年額で1,781,102円円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言えないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

特に今年度は、電気代、灯油・ガソリンなどの燃料代、食品・日用雑貨、生活必需品などの物価が高騰しており、物価上昇分を確実に上乘せしなくては、現在の生計を維持することすらできないのが実情です。世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。ドイツでは10月から12ユーロ(約1,576円)イギリスでは4月から9.5ポンド(約1,473円)、フランスでは5月から10.85ユーロ(約1,425円)など(※いずれも21年平均為替レート)となっています。中央最低賃金審議会の目安通り決着すれば、過重平均は961円になるとのことですが、そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

2. 地域間格差をさらに縮めることが必要です

中央最低賃金審議会の目安がA・BとC・Dで1円の格差をつけており、再び地域間格差を拡大する内容となりました。そもそも、A・Bランクの地方とC・Dランクの地方の引き上げ額に1円の格差をつけなくてはならないというエビデンスが存在するのでしょうか。大きな疑問を感じますし、納得できません。全都道府県の答申を見ると、DランクをはじめCランク、Bランクでも目安に1円から3円の上積みをする答申が出されています。「格差拡大を認めることはできない」というのが、考え方の基本となっていると理解できます。

岩手地方最低賃金審議会は目安に3円プラスし、格差を拡大させない考え方が示されました。しかし、このままでは、東京は1,072円、岩手は854円、依然218円の格差となります。東北単独最下位は脱するものの、全国でも下から2番目という低水準です。働く地域が違うだけで、最低賃金が時間額218円もの格差があることは合理的とはとても言えないと考えます。抜本的な格差解消が求められます。なお、中央最低賃金審議会の目安通り決着した場合、全国加重平均は961円と伝えられていますが、7都府県しかその金額を上回っていません。大都市圏の金額を高くし、加重平均を引き上げても、一部の地方の労働者にしか適用されません。こうした問題点を審議会としても、労働局としても問題意識をもって、中央最低賃金審議会や政府に意見を発するべきと考えます。

3. 最低生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合（全労連）の地方組織が行った「最低生計費試算調査」では、首都圏と地方で生計費に大きな違いが出ないとの結果を得ています。この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、月173.8時間で換算すると時給1300～1500円ほどが必要との結果でした。盛岡市の場合は、月額22万8,664円、時間額換算1,316円となりました。実態に近い月150時間で除した場合は1,524円となります。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じ水準です。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

4. 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

答申の付帯決議でふれられているように、中小企業・小規模事業者への抜本的な支援強化が求められています。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、具体的に政府に対し求めることを重ねてお願いします。

5. おわりに

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。加えて、諸物価高騰によって、労働者の生活は苦しさを増しています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、女性労働者が多いのが特徴です。この方々の多くは、最低賃金に近い金額で働いてい

ます。その労働者の期待に応える賃上げが必要ではないでしょうか。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。最低賃金が全国最低であること、不合理な賃金格差があることは、「岩手で働きたい」「岩手で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

以上の点を指摘し、最低賃金の大幅な引き上げを再度ご検討いただくようお願い申し上げます。

以 上

2022年9月7日

岩手労働局
局長 稲原 俊浩 様

いわて生協労働組合
執行委員長 高橋 様

岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議申出書

コロナ禍のもと、最低賃金の改善をめざし、ご尽力された岩手地方最低賃金審議会はじめ関係各位のご尽力に敬意を表します。2022年8月23日付岩手地方最低賃金審議会の改正決定額854円は、時給方式になった2002年以降で最大となりました。新型コロナの感染拡大と物価高騰が暮らしを直撃する厳しい情勢において、中央最低賃金審議会の示した目安額に3円を上積みして33円の引き上げとしたことは、地方審議会の自主性を発揮した大事な到達と考えます。また、付帯決議として「中小企業・小規模事業者への実行ある支援のための現行制度の拡充及び早急な制度の創設」を3項目にわたって要望され、これまでにない積極的な姿勢を示されたことに敬意を表します。

しかしながら、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の暮らし」が実現できる水準には遠くおよび、労働者の生計費から見て不十分と言わざるを得ません。時間額33円の引き上げでは単年度で見ても労働者の生活を改善できず、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差も十分に解消されません。

こうしたことから、下記のとおり異議申出書を提出いたします。あわせて、公開の審議会場で意見陳述ができるようにお取りはかりをお願いいたします。

記

<異議申出の内容>

1. 2022年度の岩手県の最低賃金を1時間854円とすることに不服であり、より大幅に引き上げることを強く求めます。長期化するコロナ禍の中で国民生活を支えるエッセンシャルワーカーなど非正規雇用で働く労働者の低賃金状態を打開するため、本県最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。
2. 人口減少や労働力の流出をくいとめるため、地域間格差の是正が必要であり、33円の引き上げ改定額では不十分です。賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、岩手で「普通に8時間働けばまともに暮らせる額（労働者の生計費）」に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。あわせて、厚生労働省および中央最低賃金審議会に対し、格差を前提としている現行のランク制度の廃止と全国一律制度への移行を求める意見書を送付してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを重ねて強く求めてください。



<理由>

1. 労働者の生活実態からみて引き上げ額は不十分です

8月23日に答申された最低賃金額854円では、「ワーキング・プア」を解消することはできません。ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額148,425円(854円×173.8時間)、年額で1,781,102円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言えないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

特に今年度は、電気代、灯油・ガソリンなどの燃料代、食品・日用雑貨、生活必需品などの物価が高騰しており、物価上昇分を確実に上乘せしなくては、現在の生計を維持することすらできないのが実情です。世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。ドイツでは10月から12ユーロ(約1,576円)イギリスでは4月から9.5ポンド(約1,473円)、フランスでは5月から10.85ユーロ(約1,425円)など(※いずれも21年平均為替レート)となっています。中央最低賃金審議会の目安通り決着すれば、過重平均は961円になるとのことですが、そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

2. 地域間格差をさらに縮めることが必要です

中央最低賃金審議会の目安がA・BとC・Dで1円の格差をつけており、再び地域間格差を拡大する内容となりました。そもそも、A・Bランクの地方とC・Dランクの地方の引き上げ額に1円の格差をつけなくてはならないというエビデンスが存在するのでしょうか。大きな疑問を感じますし、納得できません。全都道府県の答申を見ると、DランクをはじめCランク、Bランクでも目安に1円から3円の上積みをする答申が出されています。「格差拡大を認めることはできない」というのが、考え方の基本となっていると理解できます。これは地方の労使ともに共通する認識であると考えます。労働人口の減少で人材確保のためには、都市部と地方の賃金格差の解消は重要です。

岩手地方最低賃金審議会は目安に3円プラスし、格差を拡大させない考え方が示されました。しかし、このままでは、東京は1,072円、岩手は854円、依然218円の格差となります。東北単独最下位は脱するものの、全国でも下から2番目という低水準となります。働く地域が違うだけで、最低賃金が時間額218円もの格差があることは合理的とはとても言えないと考えます。抜本的な格差解消が求められます。なお、中央最低賃金審議会の目安通り決着した場合、全国加重平均は961円と伝えられていますが、7都府県しかその金額を上回っていません。大都市圏の金額を高くし、加重平均を引き上げても、一部の地方の労働者にしか適用されません。こうした問題点を審議会としても、労働局としても問題意識をもって、中央最低賃金審議会や政府に意見を発するべきと考えます。

3. 最低生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合（全労連）の地方組織が行った「最低生計費試算調査」では、首都圏と地方で生計費に大きな違いが出ないとの結果を得ています。この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、月173.8時間で換算すると時給1300～1500円ほどが必要との結果でした。盛岡市の場合は、月額22万8,664円、時間額換算1,316円となりました。実態に近い月150時間で除した場合は1,524円となります。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じ水準です。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

4. 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

答申の付帯決議でふれられているように、中小企業・小規模事業者への抜本的な支援強化が求められています。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、具体的に政府に対し求めることを重ねてお願いします。

5. おわりに

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。加えて、諸物価高騰によって、労働者の生活は苦しさを増しています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。特に今年に入ってから第6波・第

7波と岩手県内での感染者の増加により、職場でも感染や濃厚接触による休職で収入が減少する労働者も増えていきますし、職場の仲間が感染や濃厚接触により欠勤することで、負担が増えている労働者が増加しています。その多くが非正規雇用であり、女性労働者が多いのが特徴です。この方々の多くは、最低賃金に近い金額で働いています。その労働者の期待に応える賃上げが必要ではないでしょうか。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。最低賃金が全国最低であること、不合理な賃金格差があることは、「岩手で働きたい」「岩手で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

以上の点を指摘し、最低賃金の大幅な引き上げを再度ご検討いただくようお願い申し上げます。

以上

2022年 9月 7日

岩手労働局長
稲原 俊浩様

岩手県医療労働組合連合会

執行委員長 鈴木 美穂

住所 岩手県盛岡市本町通2-1-1

電話番号 019-623-5000

2022年度岩手地方最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月23日、岩手地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を33円引き上げ、854円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきました。今回は答申に付帯決議がはじめてつき、中央目安30円に対して3円の上乗せで答申額も過去最高ですが、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の岩手地方最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は218円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

